

經濟論叢

第七十三卷 第一號

資本蓄積と外國貿易……………松 井 清 (1)

ドイツ帝國主義と經濟政策……………大 野 英 二 (19)

信用貨幣とインフレーション……………眞 藤 素 一 (45)

日本鐵鋼業の問題點……………菅 谷 重 平 (63)

[昭和二十九年一月]

京都大學經濟學會

信用貨幣とインフレーション

眞藤 素一

はしがき

現實は理論の最良の教師である。敗戦後のこの國に於けるインフレ論の流行が如實に之を示す。然しながらそこに於ける諸家の見解はまちまちであり何等の統一の見解も見ざるを得ない。例えばインフレの本質規定に關し、之を流通手段の問題として把握すべきか、或は價格標準の問題とすべきかは未だに解決されず、かかる本質規定の多様性の上に構築されるインフレの論理及びその對策は誠に多彩である。然も最も注目すべきは、現在の支拂・流通手段の中心的地位を占めるものが信用貨幣であるにも拘らずインフレは専ら國家紙幣との連關に於て論ぜられてきたという點である。岡橋保教授のインフレ論はかかる信用貨幣に視點をおき、その論理からインフレ論を展開する數少きもの一つであり、私がここで同教授の見解をとりあげる所以である。先づ同教授の論理を追及し然る後若干の問題を提起することとしたい。

一 貨幣の被規定性。商業信用論

資本主義社會に於ては生産物は商品として現象するため、社會的な新陳代謝の過程は商品の存在形態の轉換を通

じて成就される。その際諸商品は特殊な一商品に一般的等價形態なる刻印を押し、この特種の一商品を媒介として社會的な新陳代謝を實現する。この過程に於て貨幣は一般的交換手段なる規定を受取る。この規定における貨幣は「讓渡されし商品の價值を實現するもの」¹⁾であり、貨幣流通は商品流通によつて制約される。即ち「この商品の存在形態の轉換運動が、同時に一般的な價值の存在形態としての貨幣の運動としてあらわれ」²⁾る。この貨幣流通の被規定性は「貨幣の物價への能動性、その攪亂的要因たることを否定」³⁾し「商品價格總額が増減するにつれて、價值の尺度としての貨幣の機能にもとづいて、通貨の數量はそれとおなじ割合で増減しなければなら」⁴⁾ぬという貨幣流通の法則を導く。

かくの如く岡橋教授は交換手形貨幣の被規定性を強調され、ここから貨幣流通の法則を導かれる。而してこの被規定性は單に交換手段としてのみならず蓄藏貨幣⁵⁾・支拂手段としての貨幣⁶⁾・世界貨幣⁷⁾に於ても貫徹されるものであり、いわば教授の全貨幣把握における基本的規點をなすものである。

註(1) 岡橋保「貨幣論」三八頁。尙同教授の勞作は以下次のように略稱する。「インフレ・デフレーションの經濟理論」――「經濟理論」

「信用貨幣の基礎理論」――「基礎理論」¹⁾「デフレーション恐慌論」――「恐慌論」²⁾「經濟學研究第十七卷第一號」³⁾「貨幣流通の法則と貨幣數量説」――「法則と數量説」⁴⁾（經濟學研究第十八卷第三號）。

(2) 「貨幣論」三七頁 (3) 前掲五〇頁 (4) 前掲六〇頁 (5) 前掲四九一五〇頁 (6) 前掲五二頁 (7) 前掲五六頁

商品流通が發展して給付と反對給付が時間的に一致せず、商品取引が信用取引に變化するや貨幣は支拂手段としての規定を受取る。更に商品流通のより以上の發展は「いまや商品は一定の期日において一定額の貨幣を支拂うということを約束せる證書すなわち手形と引き換えに賣られ」⁸⁾ることを可能にし、この商業手形自身は「信用の授受

の相互性⁹⁾」を基礎として交換手段或は支拂手段として流通するに至る。之即ち商業貨幣である。所でこの支拂手段としての貨幣に於ても既述の如く被規定性は貫徹する。即ち「それは(貨幣—眞藤)、むしろ絶對的な價值物としてこの商品流通の過程を完了せしめ、債權と債務との關係を解消せんがために流通界に入つてくる」¹⁰⁾。従つてかかる支拂手段としての規定における貨幣代用物たる商業貨幣に於ても被規定性が貫徹されることは自明の理である。かくて商業貨幣は販賣された商品の價值を實現する金の一定量として流通界に入り、従つてそれは個々の信用關係の如何により減價しても一體となつて減價することはなく、「商業貨幣は手形取引の伸縮とともに増減し、政府紙幣のように、その數量の増加が物價の騰貴をもたらすことなく、むしろ物價の騰落におうじて増減する」¹⁰⁾。という手形流通の法則がここに成立するに至る。

註(8) 「經濟理論」五九頁 (9) 「經濟理論」六〇頁 (10) 「貨幣論」七一頁

二 資本に關する理論

資本制生産社會に於ては、貨幣流通の被規定性が貫徹される限り、「商品流通が單純なる商品流通から商品資本の流通へと發展するにともない、貨幣の流通もまた貨幣資本の流通とならねばならない」¹⁾。即ち資本主義社會に於ては貨幣は産業資本の貨幣形態となるときそれは價值をうむ價值として貨幣資本に生成する。この貨幣資本が資本として商品となることによつてここに利付資本—貸付資本²⁾が成立する。銀行とはかかる貸付資本の制度化されたものであり、それは發展するにつれて貨幣のみならず信用をも利子をとつて貸付けるに至る。ところで信用は價值ではなく従つて資本とはなり得ないにもかかわらず、資本主義社會に於ては規則的な貨幣所得をもたらすものはすべ

て資本とみなされるが故に、信用はここに擬制的貸付資本となる。即ち「擬制的貸付資本は貨幣的貸付資本をまちはじめて可能となる」³⁾。

かくして教授は貨幣↓貨幣資本↓貸付資本↓擬制的貸付資本なる展開を行われる譯である。ところで信用貨幣は利子生み資本の運動法則との連關に於て把握さるべきものであるが、教授は之を如何に展開されているであらうか。

一註(1) 「貨幣論」序論二頁 (2) 「經濟理論」六一頁 (3) 「經濟理論」九頁

三 信用貨幣の發生とその本質規定

信用貨幣の發生の基礎は貨幣の支拂手段機能に求められる。單純商品流通段階にあつては支拂手段としての貨幣の機能的存在形態としては商業貨幣がその限度をなす。然してこの單純商品生産社會が資本主義社會へ發展するや、そこにおける産業資本の發展は商品流通を擴充し、商業信用關係を發展せしめる。かくて商業貨幣の流通は顯著な發展を遂げ、更に銀行制度の完成はこの過程を一層促進する。即ち銀行資本は「貸付資本のもつとも中心的な形態」であるが、それは更に信用をも貸付するに至る。この銀行による擬制的貸付資本の形成は信用貨幣の成立を意味し同時に商業貨幣の信用貨幣による代位を意味する。即ち「信用貨幣の發生は……貸付資本の運動ではなくして信用の貸付にもとづく」⁴⁾。手形の「割引によつて銀行が貸付けるところのものは貨幣ではなくて、銀行手形やあるいは振替預金(當座預金)などのたんなる支拂約束なのである」⁵⁾。かくて信用貨幣とは手形割引を媒介として「信用が擬制的貸付資本として流通界にあらわれたもの」⁶⁾にほかならぬ。

さてこのような信用貨幣は如何なる本質を持つものであるか?

銀行制度の下における信用貨幣は貨幣的規定と

共に資本的規定をもつ。然して「貨幣的には商業信用の授受の相互性と、資本的には産業資本のみならず貸付資本によつても制約されているというその非獨自性とが、むしろかえつて信用貨幣の商品流通への順應性を」確保する。「信用貨幣は…その發生からしても明らなる如く手形流通の法則にしたがうものである。従つてそれは商業信用の伸縮によつてのみ増減し、物價の騰落には直接關係なきものである。」

かくて教授は信用貨幣の發生を商業手形の割引における銀行による操制的貸付資本の形成に於て把握され、更にその本質規定に於てそれを支拂手段としての貨幣の機能的存在形態であり、貨幣的規定と資本的規定との統一物として把握すると共に、一方支拂手段貨幣↓商業貨幣↓信用貨幣、及び手形流通の法則、他方産業資本及び貸付資本による制約性なる二面より被規定性の貫徹を結論される。

註(1) 「貨幣論」一八三頁 (2) 「經濟理論」七頁 (3) 「貨幣論」一八三頁 (4) 「經濟理論」六二頁 (5) 「貨幣論」八四頁 (6) 「信用貨幣が支拂手段機能のほか、交換手段機能を営み時には本來の貨幣としてあらわれるとはいへ、このことはなから信用貨幣の支拂手段貨幣としての性格を否定し得るものではない。信用貨幣の本質を規定するものはただその流通法則のほかにはないのである。」(「經濟理論」六頁)

四 信用貨幣の異質化

かくの如く信用貨幣は商業貨幣の發展せる形態であり手形流通にその根柢をもつ。「しかしながら現實の信用貨幣の中には」¹⁾、かかる本來的信用貨幣の他にそれとは全く異なる流通法則に従う異質的信用貨幣が含まれる。然らばかかる異質信用貨幣の發生し得る根據は何か? 「それは信用貨幣の流通が單に手形流通の法則に従うばかりでな

く、貸付資本殊に擬制的貸付資本の運動に關係している」ことに基づく。教授はかく論じた後直ちに信用貨幣中最重要な銀行券及び預金貨幣の異質化の分析に進まれる。

「まづ銀行券の異質化の第一歩は銀行券が全貨幣にかわり用いられることから始まる。銀行券の發行が半官半民の中央銀行の獨自の特權となるに至つて、國家紙幣の流通なきところは銀行券はその空間を占めるようになってくる。このような銀行券は金貨幣流通の法則に従う。」「銀行券の異質化の第二の段階は有擔保の貸付にもとづく銀行券の發行であり、第三は無擔保による銀行券の發生である。これらはともに一般流通に立脚」し、従つて金貨幣流通の法則に従う。」「最後は、公債擔保貸付に基づく銀行券の發生である。……それは非經濟的の要因即ち國家の強權によつて流通に入り込んだもの」であり、紙幣流通の法則に従う。

次に預金貨幣に關しては、「預金貨幣の異質化の第一段階は現金で預託された當座預金の設定から始まる。此の種の預金貨幣は現金の轉形であつて、一般流通に立脚しその制約をうける。」「次に手形貸付や當座貸越に基づく當座預金の設定に於ても預金貨幣の異質化が現われる。」「有擔保貸付により振替設定された預金貨幣中商品擔保貸付によるものは、商品價值實現の爲の貨幣であり商品流通に根柢をもつ。

有價證券擔保の貸付は擬制資本の貨幣化であるから一般流通に立脚する。更に「異質預金貨幣は融通手形の割引によつても生ずる。そうして最後に信用貸にもとづく預金貨幣に於ても異質化があらわれる。」「前者は無視し得る數量しかなく後者は一般流通に立脚する。以上、市銀に於て發生せる異質預金貨幣はいづれも一般流通に立脚するものであり金貨幣流通の法則に従う。然らば中央銀行に於て發生せる異質預金貨幣は？ 國家權力に依つて設定された創造預金貨幣（例えば日銀引受の國債及び復金債により設定されたもの・國債擔保による日銀の市銀への貸付・震災手形の再

割等⁽¹³⁾は一般流通に立脚せず従つて紙幣流通の法則の支配をうける⁽¹⁴⁾。

- 註(1)「經濟理論」七五頁 (2)前掲七五頁 (3)前掲七五頁 (4)前掲七六頁 (5)「貨幣論」一二二頁 (6)「經濟理論」七六頁 (7)「貨幣論」一二四頁 (8)「經濟理論」七七頁 (9)前掲七八頁 (10)前掲七九頁 (11)前掲八〇頁 (12)前掲八〇頁 (13)前掲八七頁及
び「貨幣論」一六三〜四頁 (14)「貨幣論」一六五頁

かくて教授によれば現實の信用貨幣は、手形流通法則に従う本來的信用貨幣と金貨幣流通法則及び紙幣流通の法則に従う異質信用貨幣とより成る。然してかかる複雑な構成を持つ信用貨幣は次の如き理由に基づき被規定性⁽¹⁵⁾異質化の非顯在化⁽¹⁶⁾非變質を貫徹し得る。即ち(1)貨幣流通の商品流通への順應性は異質信用貨幣にあつても貫徹する。それは一方(1)その根柢をなす債權債務關係が短期であり商品流通からの乗離が固定化せぬこと、(2)生産信用に於て商品流通に一時的に背離し個別價格の騰貴が生じてても、生産増大による商品の價格運動に吸収され一般物價騰貴に至るが如き貨幣流通の乗離は生じ得ないこと、(3)恐慌期における債權債務の整理による強制的な異質信用貨幣の收縮に基づき、他方(4)それは商品の價格運動を促進し實現するものとして發生すること、(5)本來的貨幣を節約し増大する貨幣需要を充足せんが爲にあらわれた貨幣代替物たること、(6)經濟發展における貨幣の機能的配置の轉換を圓滑にし増大する商品價格の實現の爲の貨幣需要充足の爲發生することにに基づく。(7)銀行業の受動性。それが一般銀行により創設される限り金貨幣流通の法則に従い決して變質しない。⁽¹⁷⁾(8)國家權力により中央銀行に於て創設された紙幣流通の法則に従う異質信用貨幣は、その數量の増大にもかかはらず經濟の發展により吸收される。然しそれには一定の限界があり「この種異質信用貨幣の變質は、その數量と社會の再生産構造との關係によつて規定される」⁽¹⁸⁾。(9)再生産構造以上にその數量が増大した場合に於ても先づ一般流通に基礎をもつ異質信用貨幣が收縮するこ

と、更に金本位制下に於てはその變質は依然として阻止され得る。それは(1)貨幣流通速度の緩慢化、或は銀行預金の増大↓金融緩慢↓貸出利率低下↓金の海外流出↓金準備率低下↓金利引上↓貸出縮少↓信用貨幣の收縮、(2)「異質信用貨幣が本來の貨幣即ち金との間に連繋を保持することによつて、商品の價格運動・國際的な商品價格の運動・資本の移動爲替相場の變動などに媒介されて」變質が阻止されることに基づく。

かくて教授によれば、市中銀行による異質信用貨幣は決してその被規定性を失うことなく、唯國家權力により中央銀行に於て創設された異質信用貨幣のみが被規定性―異質性の非顯在化を失い變質する可能性をもつことになる。以下その過程をみよう。

註(5)「貨幣論」一六九―七〇頁 (6)「經濟理論」一八三―八六頁 (7)前掲八二頁 (8)「貨幣論」一七〇―七一頁 (9)「經濟理論」一九四―五頁及び「貨幣論」一七二頁 (10)「經濟理論」九六頁。尙「貨幣論」の一七三―四頁及び「基礎理論」四〇頁參照

五 信用貨幣の變質とインフレーション

社會の年生産物は $c + v + m$ より成り、 $c + v$ は前貸資本部分或は元本價值をなす。今この社會の年初の流通貨幣量が元本價值を實現するだけ (M_1) しか存在しないものとすれば、生産の完了せる年末の社會生産物の價值量は $c + v + m$ となり、この m 部分を實現すべき貨幣 (M_2) が異質信用貨幣により充足されたとする。この場合異質信用貨幣はその流通必要量に一致するが故に、貨幣流通と商品流通とは背離しない。今や社會の流通貨幣量は ($M_1 + M_2$) に増大する。 m をすべて次年度の生産擴張に利用すればその結果それだけ剰余價值部分が増大し、その實現の爲には第一年度末の ($M_1 + M_2$) の貨幣量は不充分となる。「之等増加分 (m_2) が異質信用貨幣でまかなわれてもその

限度内に止まる限りは、之等異質信用貨幣は變質のおそれはない。然しかかる異質信用貨幣が剰余價值部分 (m_c) をこえて増大するとき、ここに信用貨幣は變質してその剩餘が生じ得ることとなる。」

ところで教授の論理にあつては異質信用貨幣は金本位制によつてその被規定性の貫徹に變質を阻止されているのであるが、このことは金本位制の停止に變質なる關係を意味しないと、大正六年以後の第一次金輸出停止下の數年間及び昭和七年以後の第二次金輸出禁止下の數年間をあげて異質信用貨幣と商品流通との均衡の例證とし「之は貨幣流通を制約し眞にそれが根柢となつてゐるところのものが、商品流通従つてその社會の再生産の構造に他ならないことを意味する」とされる。従つて次の如く云えるであらう。即ち金本位停止下の資本主義經濟にあつては紙幣流通の法則に従う國家權力によつて創造された異質信用貨幣は、それが社會の再生産構造の許容する限度以上に増大するや變質に紙幣化に物價への能動性をもつに至ると。従つてかかる變質にインフレとして把握されてゐると云える。他方勞作「經濟理論」の唯一箇所にて「インフレシヨンの個別價格の騰貴とは、單なる貨幣的呼び名の増大であり、紙幣の減價、紙幣額面の金屬貨幣名よりの背離からきたもの」であると述べてゐることから明かなる如くインフレに價格標準の切下げなる見地が存在してゐる。

前者は既述の諸條件を前提として再生産構造と異質信用貨幣とを對應的にみるい、わば、流通手段見地に立つて對し、後者は計算貨幣見地に立つインフレ論であり、之等二つの見解が勞作「經濟理論」「基礎理論」「貨幣論」に於ては並存してゐるように思われる。この相對立するインフレ論は實は日本におけるその二潮流をなすものであるが、教授の論文「恐慌論」「法則と數量說」は専ら後者の見地に立つて論理を展開された優れた勞作である。それは共にインフレ・デフレの本質確認が中心課題をなし二つの見解の綜合を試みられたものではないが、勞作「經濟理

論」における對立を解決すべき鍵が與えられているように思われるのでここに焦點を置きつつ「法則と數量説」によつて教授の見解を追求してみよう。

インフレを流通手段の問題として把握すれば「インフレーション」下の通貨の伸縮はすべて紙幣流通の法則に従わなければならなくなり、貨幣流通の法則殊に手形流通の法則に従う通貨の増減を否定し、かくては貨幣流通法則に依據する紙幣流通の法則すらもが遂に貨幣數量説に換骨脱胎される⁹⁾ことになるとしてかかる見地を斥けられる。

何故ならインフレに於ては紙券の減價が商品價格の一齊騰貴に於て固定化する所にその特殊性があるのだが、「流通手段としての紙券の減價は流通手段としての貨幣—金—の減價と同じく何等固定的なものではな¹⁰⁾く流通手段段地に立つとこの最重要な現象を説明し得ないが故に。然らば計算貨幣機能に立つ時は如何？ 教授の論理を簡単に圖式化すると次のようになる。紙券の増大↓その代表する金量の減少↓紙券の價値減少↓價格標準の切下↓商品の價格總額の増大↓紙券の流通必要量の増大↓流通量と必要量の一致↓減價の固定化。「紙幣流通の段階にあつてはそれ（インフレ—眞藤）がたまたま紙幣の過剩發行という方法でもつて現われたというだけで、その物價騰貴の現象の理論的構造は價格標準の切下げにほかならない⁸⁾。」故にインフレに於ける「物價の名目的な騰貴は貨幣の流通手段としての機能の問題ではなく計算貨幣の機能の問題であることが強調されなければならない⁹⁾。」そこで先の對立は次のように解決されよう。即ち教授の圖式の發端たる「紙券の増大」における「紙券」を既述の如き前提下に立つ「異質信用貨幣」と置きかえること。

註(1)「經濟理論」九四頁及び「貨幣論」一七一—二頁 (2)「基礎理論」六五頁 (3)「經濟理論」一三三頁 (4)流通手段段地に立

つものとしては猪俣津南雄「貨幣信用及びインフレーションの理論」、笠信太郎「金・貨幣・紙幣」、遊部久藏「インフレ」

シヨンの基礎理論」、大内兵衛・有澤廣巳他共著「日本インフレーションの研究」があり、後者の見地に立つものとして三宅義夫「紙幣減價論」（立教經濟學研究第四卷第二號）等がある。(5)寧ろそれは流通手段機能の問題として把握する立場を徹底的に批判されたものである。(6)「法則と數量説」二頁 (7)前掲七頁 (8)前掲三二頁 (9)前掲三三頁

六 若干の問題

以上簡単に追跡した教授の見解につき二三の問題を提起することにしよう。第一は信用貨幣の異質化についてである。既述の如く教授は信用貨幣の本質を支拂手段としての貨幣の機能的存在形態であり貨幣の規定と資本的规定との統一物として把握すると共にそこにおける被規定性の貫徹を強調して之を本來的信用貨幣と規定し、具體的には商業手形の割引により發生するとされる。然しながら現實の信用貨幣の構成更には金貨幣・國家紙幣ではなく信用貨幣流通下における現在のインフレーションはかかる規定における信用貨幣によつては解明し得ない。例えば被規定性の貫徹―物價に對する能動性を否定された本來的信用貨幣によつては本來貨幣現象たるインフレーションの解明は不可能となる。ここに信用貨幣の異質化なる論理の意義があるのであり、又教授の全論理構造におけるその必然性があると思はれる。そこで先ずここに於て問題としたのは異質化の論理構成の仕方である。今例を銀行券にとりその異質化過程を既述のところに從つて検討すれば次のようになる。即ち異質化の第一歩は金貨幣の代用として用いられること、第二は有擔保貸付に基づき發行され、第三は無擔保貸に基づき、最後に公債擔保貸に基づき發行される銀行券が擧げられている。現實に流通している銀行券の内容的構成は正にこの通りであり、從つて教授の論理構成は確かに歴史的に規定された各種銀行券を的確に把握していることは事實である。然しながらここに止つて

いる限りそれは經驗的事實の列擧にしか過ぎず従つてそれはいわば經驗論にすぎないのではないだろうか。この點
預金貨幣に關しても同様經驗論に終始して居られるように思われる。かくの如く教授が經驗論的論理構成に依據さ
れなければならなかつた原因は資本殊に利子生み資本の運動法則から論理を構成されなかつたこと、即ち教授がそ
の資本視點をこの論理から排除されたことにあると思われる。なるほど教授は信用貨幣を貨幣的規定と資本的規定
との統一物として把握され、又貨幣→貨幣資本→利子生み資本なる三段階構成も存在し、更に異質化の論理構成に
當つてそれは「貸付資本殊に擬制的貸付資本の運動に關係している」と述べられている。然しながら之等の正しい
見地は異質化の論理構成からは排除され例えは最後に指摘した見地は勞作「貨幣論」に於ては消失し言及すらもされ
ていない¹⁾。それはともかくとして利子生み資本の運動法則に従つて論理を構成してみよう。この場合問題の核心を
なすものは異質信用貨幣の發生がどのように「貸付資本殊に擬制的貸付資本の運動と關係している」のかということ、
更に言えば銀行は何故に手形割引以外の種々な場合に於てその信用貨幣を産業資本に與え得るのかということであ
る。ここでは有擔保貸付に基づく銀行券を取り上げる。周知の如く利子生み資本の運動はG→G'によつて表現さ
れる。即ちその「運動形式は『貸付』→『返済』と『機能を伴うことなき定期所得』²⁾である。この運動に於てはG→
$$\begin{array}{c} G \\ \text{---} \\ W \text{---} A \text{---} P_m \\ \text{---} \\ A \text{---} P_m \\ \text{---} \\ P \text{---} P \\ \text{---} \\ W \text{---} G' \end{array}$$
G'に於て示される資本の現實的な價值増殖行程は全く消滅してしまつて³⁾いる。だからこそ
マルクスは「利子附資本に於て資本關係はその最も具體的な最も物神的な形態に達する⁴⁾」と言つてゐるのである。さ
てかくの如き利子生み資本の運動形式が一旦確立されるとそれは「貸付」或は「機能なき定期所得」の何れかを有
する部面に侵入し、そこに自己の運動形式を押しつけて自己の増殖部面とする⁵⁾。そこで有擔保貸付の場合をみると
エンゲルスも指摘してゐる如く「それは返還を條件として彼に貨幣が支拂されるとゆう意味の前貸であつて、」⁶⁾利

子生み資本はこの「貸付」なる形式をとらえてここに侵入する。この場合貨幣は單なる貨幣として貸付られるのはあるけれどもその所有者にとつては貸付けらるべき貨幣資本なのであり、従つて受信者は利子を徴收される。即ち利子生み資本はここにその運動形式をおしつけ自己の増殖部面とするに至る。そしてこの場合現實に貸付られるものは本來的貨幣であつて更に信用關係が發展するや銀行券が貸付られるに至るのであるが、それは貨幣の支拂約束に過ぎないものであるから「銀行券の兌換或は預金の引出によつて初めて現實に貨幣の貸付が行われることになる。」⁷⁾にもかかはらずそれまでの「事實上何らの貸借關係が存しない期間も『債務』の『貸付』として擬制されるために『利子』を得る」ことができるのである。

従つて有擔保貸付の場合に銀行が信用貨幣を與え得る根據——信用貨幣の異質化の根據は全く利子生み資本の運動法則がこの部面に押しつけられることにあると言わねばならない。

註(1)「貨幣論」第八章第一節及び第九章參照 (2)河合一郎「信用理論の根本問題」(金融經濟七・八號)四〇頁 (3)「G」Gに於て我々は資本の無概念的な形態を、生産事情の錯倒及び物化を即ち利子附資本という姿容を與えらるる」(資本論三卷上 高島譯三五〇頁) (4)資本論三卷上三四九頁 (5)川合氏前掲四〇頁 (6)資本論三卷上三八九頁 (7)川合氏前掲四四頁 (8)川合氏前掲四四頁

次に異質化に關し問題となるのはこの論理は果して教授に於けるが如く必然的に要請されなければならぬかということである。周知の如くマルクスは支拂手段としての貨幣は「第一に販賣商品の價格決定上に價值尺度たる機能を盡す。……第二に貨幣は觀念的の購買要具たる機能を盡す。……支拂期日が満期となつた時に初めてこの支拂要具としての貨幣は現實に於て流通の内部に入る。……それは交換價値の絶對的存在として一般的の商品として獨自

に流通行程を終了させる⁹⁾」と述べている。然して商業手形は「購買商品それ自身についての債務證書¹⁰⁾」であると共に又支拂手段としての貨幣の支拂約束書でもある。ところでこの商業手形は支拂手段としての貨幣の機能に立脚して現象するのであるが、それは更に商業信用の授受の相互性を基盤として購買手段として機能するに至る。商業手形がこの後の機能を果すに至るやそれは支拂手段としての貨幣の第二の機能を代行するのであり、元來該貨幣金の支拂約束書たりしものがこの貨幣の代用物として機能するのである。更に信用貨幣については今例を銀行券にとるならば「銀行券を發行する親銀行は大抵の國々では國立銀行と個人銀行との奇妙な混淆體として實際のところ國家の信用を以つて支持され、その銀行券は多かれ少なかれ法定の支拂要具たる性質を帯び¹¹⁾」る。即ち銀行券は支拂手段としての貨幣の機能に立脚し利子生み資本の運動法則に基づいて發行され支拂手段たる性格をもつ(之を手形性と呼ぶ)。然しながら一旦發行された銀行券は「單なる商業上の流通から來て一般的流通に入り、彼處に於て貨幣たる機能を盡す¹²⁾」。即ち銀行券は購買手段としても機能し得るのであり従つて購買手段としての貨幣金の代用物となる。その限りに於ては「直接に金屬流通から生じて來る¹³⁾」ところの貨幣金の代用物たる國家紙幣の性格を持つ(之を紙幣性と呼ぶ¹⁴⁾)。然して銀行券のかかる性格は本來商業手形の持つ性格のより發展せるものと云える。かくて銀行券は元々手形性と紙幣性とを共に持つものであつて「貸借關係によつて流通に入る點では手形に流通手段としての金の代理たる點では紙幣に共通している¹⁵⁾」と言われる所以であらう。従つて教授の説かれる如く手形割引により發行され手形性のみを持つ本來的銀行券の他にそれとは性格の異なる銀行券が現われるから之を異質化として把握するのではなく、元々銀行券は手形性の外にそれとは異質的な紙幣性を持つていたのであり、一定の諸條件下に於てはこの紙幣性が顕在化してインフレとなるのではないだろうか。

註 (9) 資本論第一卷第一册高島譯一〇五・六頁 (10) 資本論前掲一〇九頁 (11) 資本論第三卷上高島譯三六二頁 (12) 資本論前掲三六二頁 (13) 資本論第一卷第一册高島譯九六頁 (14) 「流通の速度と支拂の節約とが與えられていると前提すれば現實的に流通する貨幣の数量が商品の價格と取引の数量とに依つて決定されることは、單純なる貨幣流通を考察せる際に論證した通りである。同一の法則は銀行券流通の場合にも支配している。」(資本論三卷下高島譯六三頁傍點眞藤) (15) 川合一郎「金本位制について」(大阪商大經濟學雜誌廿七卷四・五號) 二八頁

第二の問題は被規定性の論理である。既述の如く教授にあつては支拂手段としての貨幣及びその機能的存在形態たる商業貨幣、信用貨幣(異質信用貨幣を含む)に於てその被規定性を制約するものが支拂手段としての貨幣の被規定性であるとされていることは明かである。而して信用貨幣に於ては更に銀行學派の所謂還流の法則・金本位制・社會の再生産構造がその被規定性を貫徹せしめるとされている。そこで金本位停止下における異質信用貨幣が再生産構造との連關においてその被規定性を貫徹せしめられる論理をふりかえつてみよう。年初の元本價值 $c + v$ を實現する貨幣量がそれに必要なだけの M_1 であるとすれば生産の完了せる年末の社會生産物の價值は $c + v + m$ であるから m を實現すべき貨幣 (M_2) が異質信用貨幣で充足されるとすれば、この場合異質信用貨幣はその流通必要量に一致するが故に被規定性が貫徹されると。この論理の特色は既に生産の完了せる社會生産物の價值が一方に立ちそれを實現すべき貨幣量が後から現われてくるという關係即ちポスト的論理という點にある。周知の如く支拂手段としての貨幣は商品の假想的實現後に交換價值の絶對的存在として交換過程を完了せしめるものとして登場する。即ちこの規定における貨幣は常に商品價值に對しポスト的に現われるものであり此の點こそ該貨幣の被規定性を性格づけるものなのである。従つて先の教授のポスト的論理は支拂手段貨幣そのものの性格から由來するものであり、こ

の見地に立つ限り貨幣量が商品流通によつて規定される必要量と一致し被規定性が貫徹することは當然である。而して教授にあつてはこのポスト的論理が通用せず再生産構造以上に異質信用貨幣が投ぜられる唯一の場合として國家權力により中央銀行に於て創設されたものをあげそこにその變質インフレを見られるわけである。

ところで再生産構造により規定されるという見地は結局流通必要量により規定されるということに歸着する。そこで流通の必要に従つて信用貨幣が発行される手形割引の場合をみよう。この場合商品販賣者にとつては彼の商品價值は實現されてはいるけれど社會的には未だ實現されてはおらず従つて假想的實現に他ならぬ。然も彼は割引によつて得た信用貨幣をもつて次の $G \mid W \wedge P_m$ $\Delta_r \dots P$ なる行程を開始する。従つてこの場合彼の $G \mid W$ は社會的には $W \mid G$ なき $G \mid W$ に他ならぬ。然も信用貨幣はこの場合支拂手段としてではなく流通手段として機能する（従つてそれは潛在的にもせよ紙幣性をもつ）。このような過程は社會的には一資本家のみではなく寧ろ全資本家の實踐する所でありこの結果社會に流通する信用貨幣量が商品流通必要量に一致すべき保障があるだろうか（換言すれば紙幣性が潛在的なものから顕在化しないという保障があるだろうか）。勿論この場合還流の法則が指摘されるかも知れぬ。併しながら還流は一定期間後のことでありこの期間内に於て一旦流通界に把握された信用貨幣は流通手段として機能し而も右述の如くこの過程が社會大量的に行われる以上商品流通必要量に一致すべき必然性はなきものとしなければならぬ。然も注意さるべきはかくして發行される信用貨幣は資本にとつて $G \mid W \wedge P_m$ $\Delta_r \dots P$ を行う上に絶對に必要であるということである。従つて再生産構造との聯關に於て異質信用貨幣の被規定性を主張される教授の見解は流通に必要などいうことを商品流通に必要なのみ解されたことに由來しているのであるが資本の流通に必要なということとは全く別のことでありこの點を看過されたことにその誤謬がある。即ち被規定性を「異質」信用貨幣にま

て及ぼされる教授の見解は誤つていると思う。だからこそ教授はインフレを財政インフレとしてのみ把握し信用インフレを否定されるのである。然しながらマルクスは「市場における商品の価格と利潤率とがその諸局面（景氣循環の「眞態」に従つて或は平均以下に沈み或はそれ以上に上る。この循環の全部を考察する時は市場價格の一方のみみだしが他方のみみだしによつて償われることが分る。そして又その循環の平均をとれば商品の市場價格がその價值によつて調整されることが分る」といつている。即ち好況及び生産過剩狀態の局面に於ては價格は價值以上に上るといつているのである。教授は景氣上昇期における物價變動を端緒的には需給の不均衡から物價の騰貴が誘發され「更に再生産構造の擴充が採算基準の高い非能率を遊休施設を稼働圈内にひきいれる結果となり、價值關係の變化に伴う景氣上昇的物價の騰貴を現出せしめ」るとして原則的に價值と價格の相即關係を主張してインフレ物價の騰貴の名目的上昇を否定される。然しながら現實の上昇過程における物價騰貴には價值關係の現實的變化に基づくものと名目的變化によるものとがからみ合つてゐるのではなからうか。マルクスの先の見解はこのことを指摘したものと考えられまいであらうか。即ち一旦流界に出た信用貨幣は還流途は流通手段として機能し（然も之等は紙幣性を持つことに注意）而も之が社會大量的に起るが故に資本の必要によつて放出された信用貨幣が商品流通必要量以上となつて、紙幣性を持つ信用貨幣の増大↓その代表する金量の減少↓その價值減少（紙幣性の顯現）↓價格標準の切下↓商品價格の増大となりインフレ物價の發生となるのではないだろうか。若しそうでなければ價值と價格の背離を強力的に調整するものとしての恐慌は如何に解すべきであらうか。かくて私はインフレを財政インフレにのみ局限される教授の見解に附加して信用インフレの存在を主張するものである。

註(1) 之は先に述べた資本視點を排除される教授の見解と無縁ではない。(2) マルクス「價值と價格と利潤」(改造社版マルエン

全集7—3) 一二三頁(3)岡橋保「最近の物價問題」(バンキング) 四九頁 (4)之は教授の理論構造からは蓋し當然の結論である。

附記 第三の問題としてインフレが國家により惹起されるとされる教授の見解が結局資本視點の排除に由來することを指摘する豫定であつたが枚數の制限上割愛することにした。尙私見はインフレは一國資本主義の一定條件下に於て資本の政策として推進されるということである。

最後に筆者もとより淺學非才或は教授に對して禮を失した點があるかも知れないことを懼れる。御寛恕下さるよう。

執筆者紹介

松 井 清 京都大學教授

大 野 英 二 京都大學助教授

眞 藤 素 一 京都大學大学院研究奨學生

菅 谷 重 平 關東特殊製鋼株式會社會長